

【公布された条例等のあらまし】

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十六号）

- 一 発注者が催告によらず直ちに契約を解除することができる場合に、受注者の経営に実質的に関与している者が不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している場合等を追加することとした。
- 二 工事請負契約書の様式を改め、建設発生土の搬出先等を契約で定めることとした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この規則は、令和四年十月一日から施行することとした。
- 五 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約（変更契約を除く。）について適用することとした。